

森林環境税関係

国税と地方税2つの 森林環境税

1 はじめに

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が令和6年1月1日に施行され、国税である「森林環境税」がスタートした。この税は国税であるが、住民税に上乗せする形で令和6(2024)年度から徴収されており、身近な税金として課税されている。

森林環境税には、既に地方自治体で独自に導入している

森林環境税(名称は各自治体により異なる)があり、どちらも森林保全を目的とする点で重なる部分があるため、二重課税とならないかの懸念がある。

そこでこれら2つの森林環境税について、検討してみることにする。

2 国税である森林環境税

平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、国税である森林環境税と森林環境税を基に財源を地方に譲与する森林環境譲与税(令和元年度から前倒しで地方への譲与が開始)が創設された。

これらは気候変動抑制の国際的な協定である「パリ協定」で定めた目標を達成するため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設さ

れたものである。

森林環境税は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26(2014)年度から10年間にわたり、個人住民税均等割りに上乗せする形(年額1,000円)で臨時的に賦課徴収されていた措置が終了した代わりに、国税ではあるが住民税均等割りに上乗せする形で、新たに徴収されている。

森林環境税は、日本国内に住所のある個人に一律年額1,000円課税されるが、所得が一定以下の人は対象外となる。

全国で徴収された税金は、いったん国が回収し、回収された金額は森林環境譲与税として都道府県及び市町村に譲与される。

譲与は、私有林人工林面積が50%、人口が30%、林業就業者数が20%の割合で行われるため、森林は少ないが、人口の多い東京都にも多額の森林環境譲与税が譲与されることになる。

3 地方税である森林環境税

各地方自治体では課税自主権確保の観点から、独自の森林環境税を地方税として導入しており、平成15(2003)年度に高知県が全国に先駆けて導入し、令和元(2019)年度では、府県37、市町村1の合計38地方自治

体で導入されている。

税制を用いて地域住民に地域の費用を負担してもらう方法としては、法定外目的税を創設する方法と既存の税に対する超過課税の方法がある。

法定外目的税は、各地方自治体が特定の費用に充てるため、条例により別に税を起こして課税するものであり、これに対して既存の税に対する超過課税の方法は、各地方自治体で財政上特別の必要がある場合に、特定の税目について、条例により標準税率より高い超過税率を定め課税を行うものである。

どちらも一長一短があるが、森林環境税を導入しているほとんどの自治体では、住民税均等割りに上乗せする超過課税方式を採用している。

4 おわりに

住民税均等割りは身近な税ではあるが、賦課課税方式であるため、関心の薄い税かもしれない。しかし、森林環境税については、私たちが用途に関心を持ち、目的に正しく使用されているか注視したいものである。

右山研究グループ
税理士 奥田よし子